平成２４年（フ）第１７５号
大阪府阪南市石田600番地の６―25棟503号
債務者　松尾　貴史
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1028号、前住所大阪府泉大津市虫取町１丁目11番29号
債務者　中島　智弘（旧姓丸投）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
大阪府泉大津市豊中町１丁目７番27号、前住所大阪府高石市綾園４丁目５番１―913号
債務者　萩ノ前栄子（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
香川県高松市中山町1052番地２
債務者　溝内　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヘ380番地３
サンコーポラス押水２号棟307号室
債務者　杉中　正明
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第６０号
北海道苫小牧市花園町３丁目15番５号　コーポペアレントⅡ―102
債務者　伊藤　雄一
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５１号
福岡県久留米市大善寺町宮本902番地７
債務者　永田　信之
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５０号
滋賀県彦根市東沼波町1069番地１　102号、前住所滋賀県東近江市山上町2375番地
債務者　端　　宣久
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５２号
滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1243番地
債務者　廣岡　広子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市南隈217番地、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東１丁目117番地11
債務者　三ツ中　勝
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
鳥取県米子市大篠津町689番地７
債務者　中西加奈子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６号
鳥取県境港市松ケ枝町30番地
債務者　持田　英生
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１１号
鳥取県米子市角盤町１丁目138番地
債務者　坪井　　栄
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７号
鳥取県米子市河崎1738番地　市住15
債務者　宮平　　淳
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８２６号
広島市安佐北区口田南３丁目29番26号
債務者　長岡　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２７号
広島市安佐北区口田南３丁目29番26号
債務者　長岡　洋史
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６４号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多1183番地１
債務者　今川　美子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３７５号
福岡県久留米市田主丸町野田80番地１　ロイヤルハイツＡ棟102号室
債務者　田中　浩承
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部